

7月20日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第 179 回定例研究会

誰でも参加できます。
Zoom で参加の方は
前日までに連絡ください。

自立可能な労働時間について

報告：中澤 秀一 氏（静岡県立大学短期大学部准教授）

これからの企画

◆第 12 回定期総会&記念講演

日時…7月30日(日) 13:00~

場所…静岡労政会館&ZOOM

記念講演…「労働組合の社会的
影響力の強化

(活動家育成と
SNS の活用)

~アメリカ労働運動
から学ぶ~

布施恵輔 氏

◆第 180 回定例研究会

日時…9月21日(木) 18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「ハラスメント対策として
の労使協定」

河合利夫 氏

「生活時間の確保」という観点

現在の労働時間規制では、ほとんど長時間労働を是正できない。そのことにより様々な犠牲を払っているのであるが、どうしても収入＝賃金に関心を寄せてしまう。

しかし、労働時間にも目を向けなければならない。なぜならば、人間は、睡眠や食事や入浴や身繕いや身体運動などの肉体的欲求だけでなく、娯楽や教養や学習や社交などの精神的欲求を満たすための時間を必要とし、また料理や育児や介護や買い物などの家事の時間も必要とするからである。労働時間を可能な限り制限しなければ、人間らしい生活は実現できないのである。

では、どうすれば長時間労働を是正できるのか。従来からの労働時間規制というやり方ではなく、「生活時間の確保」という観点から労働時間短縮について考えてみる。

※連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp

ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>